

# 相 続 認 可 申 請 書

(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人による申請の場合は、申請者に  
加え、その代理人の氏名も併記する。  
この場合、委任状の写しを添付する。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
高知県知事 様

高知県高知市丸ノ内1-2-20  
高知建築  
代表者 高知 次郎

申請者 相続人

枠内は記入しない。

行政庁側記入欄

大臣コード  
知事

項番 3  
0 1

国土交通大臣 許可 (一般) 第 0 0 0 0 0 0 0 0 号

許可年月日  
令和 年 月 日

認可申請年月日  
令和 年 月 日

被相続人の死亡日  
令和 年 月 日

大臣コード  
知事

引き続き使用する許可番号  
0 4 3 9

国土交通大臣 許可 (特) 第 0 0 1 2 3 4 号

被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号の内、引き続き使用する許可番号を記入する。国土交通大臣または他の都道府県にて許可を受けている場合は記入しない。

該当する業種のカラムに一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

### <相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業

認可申請時において相続人が許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

氏名のフリガナ

氏名

本人との続柄

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し け 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

(1. 一般)  
(2. 特定)

一部の業種のみ承継はできない。  
また、同じ業種でも一般建設業許可、特定建設業許可の区分が異なる場合は承継できない。  
例) 被承継人 承継人 地位承継後の承継人

特定(土)	特定(建)	特定(土)(建)
一般(筋)(舗)(園)	一般(筋)(大)(左)	一般(筋)(舗)(園)(大)(左)
特定(土)(筋)	特定(建)	承継できない
一般(舗)(園)	一般(筋)(大)(左)	譲渡人が一般建設業許可の(筋)を事前に廃業することで承継可
特定(土)	特定(建)(筋)	承継できない
一般(筋)(舗)(園)	一般(大)(左)	譲渡人が一般建設業許可の(筋)を事前に廃業することで承継可

相続人が建設業者である場合に記入する。

濁点・半濁点も含んで1カラムに記入する。

相続後の主たる営業所の所在地  
市区町村コード  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

都道府県名 高知県 市区町村名 高知市

丸ノ内1-2-20

郵便番号 1 4 7 8 0 - 8 7 5 0 電話番号 0 8 8 - 8 2 3 - 1 1 1 1

ファックス番号 0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 6 3

市町村コード表の番号を記入する。

建設業以外に営業している業務があれば記入する。

兼業の有無 1 5 2 (1. 有) (2. 無)

大臣コード  
知事

許可番号 1 6 0 0 0 0 0 0 号

国土交通大臣 許可 (一般) 第 0 0 0 0 0 0 0 0 号

許可年月日  
令和 年 月 日

建設業以外に行っている営業の種類

